

尼崎市家計改善支援業務委託事業者募集要項

令和6年4月

尼崎市

南部保健福祉センター 南部福祉相談支援課

家計改善支援業務の委託事業者公募に係る各種手続きや要件・審査等の内容については、次のとおりとします。

1 趣旨

生活困窮者に対する家計改善支援業務は、尼崎市（以下「本市」という。）において、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況の「見える化」と家計再生の計画・家計に関する個別プランの作成を行い、利用者の家計管理に関する意欲の引き出しを図ることを目的とします。

この募集要項は、本業務を委託実施する事業者を選定するために、必要な事項を定めるものです。

2 業務委託の概要

(1) 委託業務名

尼崎市家計改善支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務仕様

別紙「尼崎市家計改善支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

ただし、委託後、業務遂行に特段の支障がないと判断し、かつ、この業務の令和7・8年度関係予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和7年4月1日から令和8年3月31日及び、令和8年4月1日から令和9年3月31日までを委託契約期間とし、単年度ごとに委託契約を締結します。

(4) 委託料（提案上限額）

5,037千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

※ この費用は、業務開始（令和6年7月1日）までの準備行為に要する全ての経費を含むものとします。

※ 提案価格が提案上限額を上回っている場合は失格とします。

※ 上記金額は令和6年7月1日から令和7年3月31日までの9か月間の委託料となります。令和7年4月1日から令和8年3月31日及び、令和8年4月1日から令和9年3月31日までのそれぞれの1年間の委託料は、6,715千円を予定していますが、いずれの委託料も当該年度の尼崎市当初予算の成立を前提としています。令和7年度以降の尼崎市当初予算において、本業務に関する予算が減額又は削

除された場合には、委託料の減額又は契約そのものを締結しないこととします。

3 委託業者選定方法

本業務を実施するにあたっては、専門知識や技術力、提案力を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式による選定を行います。

4 応募資格

公募型プロポーザル方式による選定への参加を申請しようとする者は、本業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人等とします。団体の法人格は必ずしも必要ありません。ただし、個人は応募することはできません。なお、共同事業体等で応募する場合は、代表の団体を定めてください。

また、応募する法人等（共同事業体に参加する団体においても）は次の(1)～(4)をすべて満たさなければ応募することはできません。

(1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者、または、名簿に登載されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者（ただし、本業務委託について選定後、契約締結を行った者は名簿登録手続きを行うこと）。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(2) 国税、地方税等を完納している者

(3) 提出された書類の記載事項に虚偽がない者

(4) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 本市から競争入札における指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

ウ 本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者

エ 定款又は規約若しくは会則がない、責任者が明確でない並びに適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者

オ 宗教活動又は政治活動を目的とした団体

カ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対をすることを目的とした団体

キ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法等に基づく民事再生

- 手続開始の申し立てがなされている者
- ク 破産者で復権を得ない者
- ケ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (イ) 尼崎市暴力団排除条例第2条第7項に規定する暴力団密接関係者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれかに該当する者

なお、本市との契約締結後、事業者が(1)～(3)のいずれかに該当しなくなった場合又は(4)のア～ケのいずれかに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は当該委託事業者との契約を取り消すことができるものとします。

5 プロポーザル等の全体日程

項 目	日 程
募集要項の配布・募集開始	令和6年4月22日(月)
業務説明会	令和6年4月25日(木) 午前10時～午前11時
質問の受付期限	令和6年5月1日(水) 午後5時まで
質問の回答	令和6年5月8日(水) にホームページへ掲載
企画提案書等応募書類提出期限	令和6年5月14日(火) 午後5時まで
プレゼンテーション審査時間連絡	令和6年5月23日(木) 午後5時までに連絡
プレゼンテーション審査	令和6年5月30日(木)
審査結果通知	令和6年6月6日(木) までに通知発送
実施準備、契約事務期間	令和6年6月7日(金)～6月28日(金)
業務委託開始	令和6年7月1日(月)

6 業務説明会について

(1) 日時

令和6年4月25日(木) 午前10時～午前11時

(2) 開催方法

オンライン開催(Zoom)

(3) 参加方法

本要項12に記載している電子メールアドレス宛に、件名を「プロポーザル業務説

明会参加希望 ●●● (法人名)」と入力の上、送信してください。

後日、Z o o mのURL等をお送りさせていただきます。

(4) 業務説明会当日までに準備していただくこと

インターネットが繋がるP C、タブレット、スマートフォンでマイクとカメラが使える環境をご用意ください。

※無料TV会議システム「Z o o m」をインストールしてください。アカウントの作成は不要です。w i - f i環境での参加をお勧めします。

7 公募に関する質問の受付等

(1) 質問の受付について

質問の受付期限は、令和6年5月1日(水)午後5時とします。

質問は所定の様式(様式1号)により、本要項12に記載している電子メールアドレス宛に、件名を「プロポーザル質問 ●●● (法人名)」と入力の上、送信してください。来庁、電話等による受付は行いません。また、質問を送付した場合、速やかに電話にて到達確認をしてください。

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、令和6年5月8日(水)に質問内容とあわせて、質問者名等をふせて本市のホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)にて公表します。なお、審査基準等に関する質問は一切お答えできません。

8 応募方法及び応募書類

令和6年5月14日(火)午後5時までに、本要項12に記載している提出先まで持参してください。電子メール、郵送等による受付は行いません。

(1)から(9)をA4サイズのフラットファイル等に綴じ、様式や添付書類ごとにインデックス等で仕切り紙を挿入する等、整理したうえで9部(正本1部、副本8部)提出してください。

(1) 企画提案申込書(様式2号)

(2) 企画提案書(任意様式、A4用紙片面刷り10枚まで)

仕様書に基づき、応募者としての本要項10(2)の審査・選定基準を踏まえて、記載内容の理由、背景等提案趣旨を明確に示してください。なお、企画提案書の記載内容ごとに、本要綱や仕様書の要件また本要項10(2)アの①～⑦の審査項目が確認できるよう、各項目の番号を記載すること。

(3) 見積書及び見積内訳書(任意様式)

(4) 事業実施体制（任意様式）

(5) 類似業務実績（任意様式）

(6) 事業者概要（任意様式）

パンフレット等を事業者概要に代用することも可とします。なお、尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されていない事業者は、事業者概要にあわせて本要項4(1)ア及びイに記載する書類も提出してください。登記事項証明書は提出日の1か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

(7) 法人税、消費税及び地方消費税、所在地の市町村民税の最近2年間の滞納がないことを証明する書類（非課税の場合は、これに代わる書類）（令和5年以降に設立された法人等を除く）。提出日の3か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

ただし、競争入札参加有資格者名簿に登載されている事業者は、当該書類は不要です。

(8) 所在する市の徴収する水道料金の最近2年間の滞納がないことを証明する書類（令和5年以降に設立された法人等を除く）。提出日の3か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

(9) 尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合は、次に掲げる書類を提出すること。定款又は寄附行為及び登記事項証明書は写しでも可とし、登記事項証明書は提出日の3か月以内に発行されたものとし、

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表

9 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

(1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しません。

(2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ公開の対象となります。選定されなかった事業者のものは原則非公開としますが、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとし、

(3) この募集の応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償できません。

10 選定方法及び審査基準について

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、プレゼンテーション審査を行います。事前に提出のあった応募書類の確認により、参加資格のある者に対し実施します。別途設置する

「家計改善支援業務委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、企画提案書の内容と合わせて総合的に審査し、選定します。

ア 実施予定日

令和6年5月30日（木）に尼崎市南部保健福祉センターで、対面形式での実施を予定しています。時間等の詳細は、令和6年5月23日（木）午後5時までに電子メールで通知します。

イ 実施時間

1応募団体につき50分（応募者からの説明20分、質疑応答30分）程度を予定しています。

ウ プレゼンテーションの方法

事業者は原則として提出した企画提案書に基づいて説明を行ってください。

なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出をしてください。

エ 説明者

会場への入室は2人以内でお願いします。うち1人は、別紙仕様書に定める業務責任者となる予定の者が出席してください。

オ その他

プレゼンテーションにおける内容及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。

(2) 審査・選定基準

ア 下記の審査項目により採点します。

①業務理解度	委託業務の内容について、その趣旨、背景について理解した提案となっているか。
②実現性	提案に具体性があり、実現性がある提案となっているか。
③計画性	業務の準備計画や実施計画、個別の支援計画等が、計画的な提案となっているか。
④事業実施体制	専門性を発揮し、業務を円滑かつ確実に遂行できる提案となっているか。また、個人情報保護を遵守できる体制になっているか。
⑤経験・ノウハウ	類似の業務において、十分な実務経験やノウハウがあるか
⑥事業評価	事業の効率的、効果的な指標や評価方法の提案があるか
⑦コスト	コストを意識した提案となっているか

イ 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補として選定します。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定します。

ウ 地域経済活性化の観点から、市内業者又は準市内業者であれば本市が定める割合で一定の加点を行いますので、企画提案書に記載してください。

共同事業体等で応募してきた場合には、構成団体のいずれかに市内業者、準市内業者が含まれていれば、本市が定める割合で一定の加算を行います。

エ 応募者が1事業者の場合であっても選定会議による審査を行います。その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

(3) 審査結果

令和6年6月6日（木）までに郵送で通知を発送します。

なお、審査経過については公表しません。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けません。

11 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結します。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において順位の高かった者から順に協議を行い、契約相手方を決定します。

なお、選定会議において、別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とします。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時まで本要項4の応募者資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時まで本要項4の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととします。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出してください。

12 連絡先及び提出先

〒660-0876 尼崎市竹谷町2丁目183番地 リベル5階

尼崎市 南部保健福祉センター 南部福祉相談支援課

TEL : 06-6415-6287

Eメール：ama-supportcenter@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

令和 年 月 日

質 問 票

尼崎市福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課 行

Eメール：ama-supportcenter@city.amagasaki.hyogo.jp

※必ず件名に「プロポーザル質問 ●●● (法人名)」と入力してください。

下記業務の募集要項に定める応募資格を有しており、募集要項等に係る事項について以下のとおり質問します。

業 務 名	尼崎市家計改善支援業務
質問番号	質 問 事 項
1	

※募集要項または仕様書に対する疑義については、どの箇所に係るものかを明記してください。

(例)「募集要項4 応募資格について、～」

【質問者】

法人名	
役職・担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

「尼崎市家計改善支援業務委託」企画提案申込書

尼 崎 市 長
松 本 眞 あて

【応募者名】

所 在 地 :

法 人 名 :

代 表 者 :

㊟

尼崎市が発注する次の業務委託に係る企画提案に参加申し込みします。

なお、募集要項に示す参加資格のすべてを満たすとともに、本申込書及び応募に関して提出する書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名 尼崎市家計改善支援業務

2 法人等の連絡先等について

所在地	〒
拠点とする予定の場所	〒
担当部署	
担当者（役職・氏名）	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
ホームページ URL	

※拠点とする予定の場所が現時点で詳細未定であれば、おおよその場所で構いません。

※電話番号、FAX 番号、メールアドレスは、現時点で連絡可能なものを記載してください。

3 業務責任者と家計改善支援員の予定者について

役職	氏名	実務経験・経歴
業務責任者		
家計改善支援員		

4 応募者の団体種別について

今回の申し込みは共同事業体等としての申し込みですか。

(はい・いいえ)

以上